

ID: 9

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町手数料条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第61号		
<p>【根拠条文】 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、手数料の徴収について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (手数料の名称、額等) 第2条 手数料の名称及び額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 土地は1筆ごとに、建物は1棟ごとに証明を要するときは、1筆又は1棟をもって1件とする。</p> <p>3 同一事項について2通以上を証明するときは、1通を1件とする。</p> <p>4 数人を列記し、各々その者に対する印鑑その他の証明は、1人1件とする。</p> <p>5 2種以上の事項を同時に証明するときは、1種1件とする。</p> <p>6 閲覧に関しては、公簿は1冊、公文書は1事件、土地の図面は1枚、土地名寄帳は1人分をもって1件とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町手数料条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第61号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第9条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 総務課

処分の概要	町税外収入金の延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町延滞金徴収条例 第2条		
例規番号	平成18年条例第62号		
<p>【根拠条文】 (町税外収入金の延滞金) 第2条 町税外収入金に係る延滞金の徴収については、町税の例により徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 7 年 6 月 25 日

ID: 14

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町有財産条例 第12条第1項(第17条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第65号		
<p>【根拠条文】 (使用料の額) 第12条 行政財産の使用料は、法令その他別に定めるもののほか、次の各号により算定したものを年額とする。ただし、貸付けの期間が1年に満たない端数があるときは、日割又は月割計算によるものとする。</p> <p>(1) 土地については、当該土地の評価額に100分の10の率を乗じて得た額。ただし、電柱支柱等の設置を目的とする場合は、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1に定めた額とする。</p> <p>(2) 建物については、当該建物の評価額に100分の10の率を乗じて得た額と、当該建物に係る電気、水道、冷暖房又は清掃に要する費用その他の共益費用の実費に相当する金額とを合算して得た額</p> <p>(3) 建物の一部を使用させる場合は、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額と電気、水道、冷暖房又は清掃に要する費用その他の共益費用の実費に相当する金額とを合算して得た額</p> <p>2 前項各号により難しい場合は、又は前項各号に掲げる以外の行政財産については、その都度町長が決定する。</p> <p>3 第1項の使用料は、これを前納させなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</p> <p>4 使用料の納付を遅延したときは、中土佐町延滞金徴収条例(平成18年中土佐町条例第62号)に基づき徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 16

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町有財産条例 第33条		
例規番号	平成18年条例第65号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第33条 町有財産を故意に損傷し、又は破壊したものは、5万円以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町有営造物条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年条例第67号		
<p>【根拠条文】 (使用料等) 第7条 営造物の使用については、別に定めるところにより、使用料を徴収する。 2 前項の使用料は、営造物使用前にこれを納付させなければならない。ただし、町長において特別の事由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 総務課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町有営造物条例 第10条		
例規番号	平成18年条例第67号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し等) 第10条 町長又は教育委員会は、使用者が次に掲げる場合に該当するときは、使用許可を取り消し、又は許可条例を変更することができる。</p> <p>(1) 使用目的以外に使用したとき。 (2) 第8条の規定に違反したとき。 (3) 使用料を納期限内に完納しないとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町有営造物条例 第12条		
例規番号	平成18年条例第67号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第12条 この条例の規定による許可を受けず、又は所定の手続によらないで営造物を使用したものは、5万円以下の過料に処する。 2 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れたものに対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 総務課

処分の概要	指定管理者の指定の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第13条第1項		
例規番号	平成18年条例第68号		
<p>【根拠条文】 (指定の取消し等) 第13条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 総務課

処分の概要	撤去命令		
例規名 根拠条項	中土佐町庁舎管理規則 第5条第2項		
例規番号	平成18年規則第44号		
<p>【根拠条文】 (禁止行為) 第5条 庁舎等においては、次に掲げる行為をしてはならない。 (1) 示威又はけん騒にわたる行為 (2) 通行の妨害になる行為 (3) 庁舎及び物件をき損し、又は外観上の品位を損ない不潔にわたるような行為 (4) 正当な理由なく凶器爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。 (5) 職員に面会を強要する行為 (6) 庁舎に用務のない者が、庁舎構内に駐車すること。 (7) この規則に違反する行為 (8) 火災予防上危険を伴う行為 (9) 金銭及び物品等の寄附の強要又は押売にあたる行為 (10) 職務に関係のない文書及び図画等を配布し、又はこれらの行為 (11) 立入りを禁止した区域に立ち入る、又は立ち入ろうとする行為 (12) 前各号に掲げるもののほか、庁舎内の秩序の維持又は災害の防止に支障をきたすような行為</p> <p>2 町長は、前項各号の規定に違反した者に対しては、直ちに庁舎等から退去させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、これに応じないときは、必要な措置をとることができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 24

担当部署: 総務課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町庁舎管理規則 第6条第3項		
例規番号	平成18年規則第44号		
<p>【根拠条文】 (許可を必要とする行為) 第6条 庁舎等において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ町長の許可を得なければならない。</p> <p>(1) 町の機関以外のものが主催する集会・演説又はこれに類する行為 (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為 (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、又は回覧すること。公用を目的とするもの以外の看板、立札等を設置する行為 (4) 仮設工作物の設置その他役場庁舎を一時的かつ特別に使用する行為 (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの又は拡声機、宣伝車等を所持し、若しくは持ち込もうとする行為</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において必要な条件を付し、又は指示をすることができる。</p> <p>3 町長は、第1項の許可を受けた者が、その許可の内容又は前項の条件若しくは指示に従わないときは、許可を取り消してその行為を中止させ、又は当該物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が、これを撤去しないときは、町長は当該物件を撤去することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 234

担当部署: 総務課

処分の概要	家賃の徴収
例規名根拠条項	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例 第17条第1項
例規番号	平成18年条例第166号
<p>【根拠条文】 (家賃の徴収) 第17条 町長は、町営住宅の入居者から、第13条第5項の入居指定日から当該入居者が当該町営住宅を明け渡した日(第33条第1項又は第38条第1項の規定に基づく請求をした場合にあっては、第33条第1項若しくは第38条第1項の期限として指定した日の前日又は当該町営住宅を明け渡した日のいずれか早い日、第43条第1項の規定に基づく請求をした場合にあっては当該請求をした日)までの間、家賃を徴収するものとする。</p> <p>2 町営住宅の入居者は、毎月末日(月の途中で当該町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。</p> <p>3 町営住宅の入居者が新たに入居した場合又は当該町営住宅を明け渡した場合において、当該入居者の当該入居し、又は明け渡した日の属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 町営住宅の入居者が第42条に規定する手続を経ないで当該町営住宅を立ち退いた場合における第1項の規定の適用については、町長が認定した日をもって当該入居者が当該町営住宅を明け渡した日とする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第14条、第32条、第34条、第40条及び第41条の規定による。 (家賃) 第14条 町営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、次条第2項の規定により認定された町営住宅の入居者の収入(同条第3項の規定により更生された場合にあっては、当該更生された後の収入。第30条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。改良住宅にあっては法定限度額)以下で、政令第2条に定める方法により算出した額とする。ただし、町営住宅の入居者から次条第1項の収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定に基づく請求をしたにもかかわらず、当該入居者が当該請求に応じないときは、当該町営住宅の毎月の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃(改良住宅にあっては法定限度額)とする。</p> <p>2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、規則で定める。</p> <p>3 近傍同種に住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に定める方法により算出した額とする。</p> <p>4 町単独住宅の家賃の額は、前3項の規定にかかわらず規則で別に定める。 (収入超過者に対する家賃) 第32条 第30条第1項の規定により収入超過者として認定された町営住宅の入居者に係る当該町営住宅の毎月の家賃の額は、当該認定をされている間(当該入居者が当該認定をされている間に当該町営住宅を明け渡したときは、当該認定をされた日から当該明け渡した日までの間)は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃(改良住宅にあっては法定限度額)以下で、政令第8条第2項に定める方法により算出した額とする。改良住宅にあっては、法定限度額を同項に規定する近傍同種の住宅の家賃とみなして、同項の規定を適用するものとする。 (高額所得者に対する家賃等) 第34条 第30条第2項の規定により高額所得者として認定された町営住宅の入居者に係る当該町営住宅の毎月の家賃の額は、当該認定をされた日から前条第1項の期限として指定された日までの間(当該入居者がその間に当該町営住宅を明け渡したときは、当該認定をされた日から当該明け渡した日までの間)は、第14条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた町営住宅の入居者が同項の期限が到来しても当該町営住宅を明け渡さないときは、町長は、当該期限が到来した日の翌日から当該町営住宅を</p>	

明け渡す日までの間、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 第16条の規定は、前項の金銭について準用する。

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 町長は、前条の申出をした町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃の額が従前の町営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条又は第34条第1項の規定にかかわらず、政令第12条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(町営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

第41条 町長は、町営住宅の用途の廃止による町営住宅の除却に伴い当該町営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃の額が従前の町営住宅の最終の家賃の額を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第32条又は第34条第1項の規定にかかわらず、政令第12条に定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

備考

設定年月日

平成 26 年 9 月 26 日

最終変更年月日

令和 3 年 6 月 25 日

ID: 293

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例 第17条の3(第47条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年条例第166号		
<p>【根拠条文】 (手数料) 第17条の3 町長は、町営住宅の入居者から、次の各号の区分により、手数料を徴収する。</p> <p>(1) 町営住宅の合鍵を作成するとき(紛失又は破損によるもの)。 1件につき 1,000円</p> <p>(2) 退去時において家財等を処分するとき。 10kgにつき 2,000円</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成29年6月27日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 336

担当部署: 総務課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例 第46条第1項		
例規番号	平成18年条例第166号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第46条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 337

担当部署: 総務課

処分の概要	社会福祉法人等に対する使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例 第50条		
例規番号	平成18年条例第166号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第50条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町営住宅の設置及び管理に関する条例 第56条		
例規番号	平成18年条例第166号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第56条 偽りその他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた町営住宅の入居者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和5年9月30日

ID: 238

担当部署: 総務課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名根拠条項	中土佐町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第13条第1項		
例規番号	平成18年条例第167号		
<p>【根拠条文】 (家賃の徴収) 第13条 町長は、特定公共賃貸住宅の入居者から、第11条第5項の入居指定日から当該特定公共賃貸住宅を明け渡した日(第28条第1項の規定に基づく請求をした場合にあつては、当該請求をした日)までの間、家賃を徴収するものとする。</p> <p>2 特定公共賃貸住宅の入居者は、毎月末日(月の途中で当該特定公共賃貸住宅を明け渡した場合にあつては、当該明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。</p> <p>3 特定公共賃貸住宅の入居者が新たに入居した場合又は当該特定公共賃貸住宅を明け渡した場合において、当該入居者の当該入居し、又は明け渡した日の属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 特定公共賃貸住宅の入居者が第27条に規定する手続を経ないで当該特定公共賃貸住宅を立ち退いた場合における第1項の規定の適用については、町長が認定した日をもって当該入居者が当該特定公共賃貸住宅を明け渡した日とする。</p>			
<p>【基準】 根拠条文、第12条及び中土佐町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。</p> <p>(家賃) 第12条 特定公共賃貸住宅の毎月の家賃の額は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定公共賃貸住宅の家賃の額を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い家賃の額を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 近傍同種の民間の賃貸住宅又は他の特定公共賃貸住宅の家賃の額に比較して不相当となったと認めるとき。</p> <p>(3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い家賃の額を変更する必要があると認めるとき。</p>			
<p>(家賃) 第8条 特定公共賃貸住宅の家賃の額は、別表第1のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 295

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第13条の3		
例規番号	平成18年条例第167号		
<p>【根拠条文】 (手数料) 第13条の3 町長は、町営住宅の入居者から、次の各号の区分により、手数料を徴収する。 (1) 町営住宅の合鍵を作成するとき(紛失又は破損によるもの)。 1件につき 1,000円 (2) 退去時において家財等を処分するとき。 10kgにつき 2,000円</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成29年6月27日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 240

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第32条		
例規番号	平成18年条例第167号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第32条 偽りその他不正の行為により家賃又は第14条の入居者負担額の全部又は一部の徴収を免れた特定公共賃貸住宅の入居者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 242

担当部署: 総務課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第14条第1項		
例規番号	平成22年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (家賃の徴収) 第14条 町長は、地域優良賃貸住宅の入居者から、第11条第5項の入居指定日から当該地域優良賃貸住宅を明け渡した日(第28条第1項の規定に基づく請求をした場合にあつては、当該請求をした日)までの間、家賃を徴収するものとする。</p> <p>2 地域優良賃貸住宅の入居者は、毎月末日(月の途中で当該地域優良賃貸住宅を明け渡した場合にあつては、当該明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。</p> <p>3 地域優良賃貸住宅の入居者が新たに入居した場合又は当該地域優良賃貸住宅を明け渡した場合において、当該入居者の当該入居し、又は明け渡した日の属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は、日割計算による。</p> <p>4 地域優良賃貸住宅の入居者が第28条に規定する手続を経ないで当該地域優良賃貸住宅を立ち退いた場合における第1項の規定の適用については、町長が認定した日をもって当該入居者が当該地域優良賃貸住宅を明け渡した日とする。</p>			
<p>【基準】 根拠条文、第12条及び中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(家賃) 第12条 地域優良賃貸住宅の家賃の額は、近傍同種の民間の賃貸住宅の家賃との均衡を考慮するものとし、規則で定める額とする。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域優良賃貸の家賃の額を変更することができる。</p> <p>(1) 物価の変動に伴い家賃の額を変更する必要があると認めるとき。</p> <p>(2) 同種類の民間賃貸住宅の家賃の額に比較して不相当となったと認めるとき。</p> <p>(3) 地域優良賃貸住宅について改良を施したことに伴い家賃の額を変更する必要があると認めるとき。</p>			
<p>(家賃) 第6条 条例第12条第1項の規定による額は別表第1のとおりとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 297

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第14条の3		
例規番号	平成22年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (手数料) 第14条の3 町長は、町営住宅の入居者から、次の各号の区分により、手数料を徴収する。 (1) 町営住宅の合鍵を作成するとき(紛失又は破損によるもの)。 1件につき 1,000円 (2) 退去時において家財等を処分するとき。 10kgにつき 2,000円</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	令和 7 年 6 月 25 日

ID: 244

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例 第33条		
例規番号	平成22年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第33条 偽りその他不正の行為により家賃又は第15条の入居者負担額の全部又は一部の徴収を免れた地域優良賃貸住宅の入居者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 6

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町移動通信用施設の設置及び管理に関する条例 第12条第1項		
例規番号	平成18年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第12条 町長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。 (1) 使用許可の条件に違反したとき。 (2) この条例に違反したとき。 2 前項の処分によって事業者に損害が生じることがあっても、町はその責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 7

担当部署: まちづくり課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町移動通信用施設整備事業分担金徴収条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第16号		
<p>【根拠条文】 (趣旨) 第1条 この条例は、中土佐町移動通信用施設整備事業に要する費用に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第2条 分担金の額は、次の各号に掲げる額の合計額の範囲内において、町長が定める。 (1) 中土佐町移動通信用施設(以下「施設」という。)の整備について、高知県から交付を受ける補助金の算定の基礎となる額に別表に掲げる率を乗じて得た額 (2) 前項の補助金の交付申請に要する費用等について、施設を利用して業務を行う電気通信事業者(以下「事業者」という。)と協議して定める額 (被徴収者の範囲) 第3条 分担金は、事業者から徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 8

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町移動通信用施設使用料条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (趣旨) 第1条 この条例は、中土佐町移動通信用施設を使用する者から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第225条の規定に基づき徴収する使用料について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (使用料の額) 第2条 使用料の額は、中土佐町移動通信用施設(以下「施設」という。)の整備について、高知県から交付を受ける補助金の算定の基礎となる額に別表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内で町長が定める額とする。 (被徴収者の範囲) 第3条 使用料は、施設を利用して業務を行う電気通信事業者から徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 342

担当部署: まちづくり課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町集会施設省エネ改修促進事業分担金徴収条例 第1条		
例規番号	令和5年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (趣旨) 第1条 この条例は、中土佐町集会施設省エネ改修促進事業に要する費用に充てるため、当該事業により特に利益を受ける者から、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文、第2条及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第2条 分担金の額は、集会施設の省エネ改修工事費に0.1を乗じて得た額とする。 (被徴収者の範囲) 第3条 分担金は、集会施設の管理者から徴収する。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: まちづくり課

処分の概要	奨励措置の停止又は取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町工場、事業場設置奨励条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第155号		
<p>【根拠条文】 (奨励措置の停止又は取消し等) 第7条 町長は、現に奨励措置を受けているものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励措置を停止することができる。 (1) 事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。 (2) 第4条に定める基準を欠いたとき。 2 町長は、詐欺その他不正行為により奨励措置を受けたものに対し、その指定を取り消し、奨励金の全部又は一部の返還等、所要の措置を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 189

担当部署: まちづくり課

処分の概要	助成措置の停止又は取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町特定不況業種、工場、事業場経営維持安定助成条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第156号		
<p>【根拠条文】 (助成措置の停止又は取消し等) 第6条 町長は、現に助成措置を受けているものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成措置を停止することができる。</p> <p>(1) 指定を行った時点より状況の好転等により事業主から辞退の申出があったとき及び決算上の当期純利益金が資本金の3倍以上に達したとき。</p> <p>(2) 事業を廃止若しくは休止したとき、又は廃止若しくは休止の状況にあるとき。</p> <p>2 町長は、詐欺その他不正行為により助成措置を受けたものに対し、その指定を取り消し、助成金等の全部又は一部の返還等、所要の措置を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 288

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条文	中土佐町道の駅の設置及び管理に関する条例 第12条第1項		
例規番号	平成29年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3) 利用者が許可の申請に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、道の駅の管理上特に必要と認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合であつて、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成29年6月27日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 291

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町観光拠点施設の設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例規番号	平成28年条例第17号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 (1) 観光拠点施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3) 利用者が許可の申請に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、観光拠点施設の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 191

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町バイクライダー交流宿泊施設の設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成18年条例第188号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 (1) 交流宿泊施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 (2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 (3) 利用者が許可の申請に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。 (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 (5) 公益上必要があると認められるとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、交流宿泊施設の管理上特に必要と認められるとき。 2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和5年9月30日

ID: 193

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町簡易宿泊施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第2項		
例規番号	平成18年規則第96号		
<p>【根拠条文】 (利用) 第6条 利用者は、指定管理者が指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、利用者が条例又はこの規則に基づく諸規定に違反したときは、利用の許可を取り消し、利用を停止させることができる。</p> <p>3 利用者は、施設、設備又は備品を故意又は過失により損傷し、又は滅失した場合は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 195

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町「鯉乃國の湯宿・黒潮本陣」、「黒潮体験創造の館」及び「コテージ」の設置及び管理に関する条例 第12条第1項		
例規番号	平成18年条例第186号		
<p>【根拠条文】 (利用の制限) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>(1) 施設を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>(3) 利用者が許可の申請に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>(4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。</p> <p>(5) 公益上必要があると認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当する場合は、この限りでない。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 198

担当部署: まちづくり課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	中土佐町天満宮前キャンプ場の設置及び管理に関する条例 第8条(第15条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成24年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (許可の制限等) 第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をせず、又は既にした許可を取り消すことができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。 (2) 前条第3項第4号に該当したとき。 (3) その他キャンプ場の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 199

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町天満宮前キャンプ場の設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成24年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第9条 使用者は、別表に定める使用料を支払わなければならない。 2 使用料は、許可を受けた際に納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 203

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町立縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第161号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第4条 町長は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 許可条件に違反したとき。 (3) 前条第2項第2号に該当したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び中土佐町立縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用許可の取消し等) 第6条 町長は、次の各号に掲げる事態があると認めたときは、使用許可を停止し、又は取り消すものとする。 (1) 使用者が、施設設備の使用について、万全の措置を講じ、その保全に努めなかった場合 (2) 使用者が、施設設備を目的外に使用した場合 (3) 使用者が、作業場の使用許可に基づく権利を譲渡し、又は転貸した場合 (4) 使用者が、許可を得ずして施設の改造、模様替えをした場合</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 204

担当部署: まちづくり課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町立縫製関係等共同作業場の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第161号		
【根拠条文】 (使用料) 第5条 使用者は、別表に定める使用料を町に納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 207

担当部署: まちづくり課

処分の概要	監督命令		
例規名 根拠条項	中土佐町土地基本条例 第17条		
例規番号	平成18年条例第162号		
<p>【根拠条文】 (監督) 第17条 町長は、事業主又は工事施行者が工事を廃止し、若しくは中止しようとする場合、相当の猶予期限をつけて擁壁及び排水施設の設置その他災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 208

担当部署: まちづくり課

処分の概要	利用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町都市公園条例 第5条第2項及び第3項		
例規番号	平成22年条例第25号		
<p>【根拠条文】 (有料公園施設) 第5条 都市公園に小草パークゴルフ場(以下「パークゴルフ場」という。)を置く。 2 パークゴルフ場の利用料は、別表に定める料金を前納しなければならない。 3 物品販売スペースの利用料に関しては、別表の定めるところによる。 4 町長が特に必要と認めるときは、前2項の料金を免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 211

担当部署: まちづくり課

処分の概要	許可の取消等		
例規名 根拠条項	中土佐町都市公園条例 第9条		
例規番号	平成22年条例第25号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消等) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し若しくは、その条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定による許可に附した条件に違反したもの (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けたものに対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合 (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 330

担当部署: まちづくり課

処分の概要	家賃の徴収(中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の準用)
例規名 根拠条項	中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第9条第4号
例規番号	令和3年条例第10号

【根拠条文】

(中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の規定の準用)

第9条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年中土佐町条例第17号。以下「地優賃条例」という。)の条項を準用する。この場合において、地優賃条例第5条中「次条第2項」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1号」と、地優賃条例第7条中「前条」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条」と読み替えるものとする。

- (1) 入居者の公募の方法 地優賃条例第4条及び第5条
- (2) 入居の申込み及び手続等 地優賃条例第7条から第11条まで
- (3) 所得の申告 地優賃条例第13条
- (4) 家賃の徴収及び督促等 地優賃条例第14条から第14条の3まで
- (5) 家賃の減免又は徴収猶予 地優賃条例第15条
- (6) 敷金等 地優賃条例第16条及び第17条
- (7) 修繕の実施等及び入居者の費用負担義務 地優賃条例第18条及び第19条
- (8) 入居者の保管義務等 地優賃条例第20条
- (9) 迷惑行為等の禁止 地優賃条例第21条
- (10) 不使用の届出、目的外使用、転貸等の禁止、模様替え等 地優賃条例第22条から第25条まで
- (11) 同居の承認、入居の継承 地優賃条例第26条及び第27条
- (12) 明渡しに係る検査等、明渡し請求等 地優賃条例第28条及び第29条
- (13) 立入検査等、管理の委託、委任 地優賃条例第30条から第32条まで
- (14) 罰則 地優賃条例第33条

【基準】

第5条及び準用する中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第14条の規定による。

(家賃)

第5条 定住促進住宅の家賃は、別表のとおりとする。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動等に伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の民間賃貸住宅の家賃と比較して不相当となったと認めるとき。
- (3) 定住促進住宅について改良を施したことに伴い、家賃を変更する必要があると認めるとき。

(家賃の徴収)

第14条 町長は、地域優良賃貸住宅の入居者から、第11条第5項の入居指定日から当該地域優良賃貸住宅を明け渡した日(第28条第1項の規定に基づく請求をした場合にあっては、当該請求をした日)までの間、家賃を徴収するものとする。

- 2 地域優良賃貸住宅の入居者は、毎月末日(月の途中で当該地域優良賃貸住宅を明け渡した場合にあっては、当該明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 地域優良賃貸住宅の入居者が新たに入居した場合又は当該地域優良賃貸住宅を明け渡した場合において、当該入居者の当該入居し、又は明け渡した日の属する月の使用期間が1月に満たないときは、その月分の家賃は、日割計算による。
- 4 地域優良賃貸住宅の入居者が第28条に規定する手続を経ないで当該地域優良賃貸住宅を

立ち退いた場合における第1項の規定の適用については、町長が認定した日をもって当該入居者が当該地域優良賃貸住宅を明け渡した日とする。

備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 334

担当部署: まちづくり課

処分の概要	手数料の徴収(中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の準用)		
例規名根拠条項	中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第9条第4号		
例規番号	令和3年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の規定の準用) 第9条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年中土佐町条例第17号。以下「地優賃条例」という。)の条項を準用する。この場合において、地優賃条例第5条中「次条第2項」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1号」と、地優賃条例第7条中「前条」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 入居者の公募の方法 地優賃条例第4条及び第5条 (2) 入居の申込み及び手続等 地優賃条例第7条から第11条まで (3) 所得の申告 地優賃条例第13条 (4) 家賃の徴収及び督促等 地優賃条例第14条から第14条の3まで (5) 家賃の減免又は徴収猶予 地優賃条例第15条 (6) 敷金等 地優賃条例第16条及び第17条 (7) 修繕の実施等及び入居者の費用負担義務 地優賃条例第18条及び第19条 (8) 入居者の保管義務等 地優賃条例第20条 (9) 迷惑行為等の禁止 地優賃条例第21条 (10) 不使用の届出、目的外使用、転貸等の禁止、模様替え等 地優賃条例第22条から第25条まで (11) 同居の承認、入居の継承 地優賃条例第26条及び第27条 (12) 明渡しに係る検査等、明渡し請求等 地優賃条例第28条及び第29条 (13) 立入検査等、管理の委託、委任 地優賃条例第30条から第32条まで (14) 罰則 地優賃条例第33条</p>			
<p>【基準】 準用する中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第14条の3の規定による。 (手数料) 第14条の3 町長は、町営住宅の入居者から、次の各号の区分により、手数料を徴収する。</p> <p>(1) 町営住宅の合鍵を作成するとき(紛失又は破損によるもの)。 1件につき 1,000円 (2) 退去時において家財等を処分するとき。 10kgにつき 2,000円</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 332

担当部署: まちづくり課

処分の概要	過料(中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の準用)		
例規名 根拠条項	中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第9条第14号		
例規番号	令和3年条例第10号		
<p>【根拠条文】 (中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の規定の準用) 第9条 次の各号に掲げる事項については、当該各号に掲げる中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成22年中土佐町条例第17号。以下「地優賃条例」という。)の条項を準用する。この場合において、地優賃条例第5条中「次条第2項」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条第1号」と、地優賃条例第7条中「前条」とあるのは「中土佐町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例第4条」と読み替えるものとする。</p> <p>(1) 入居者の公募の方法 地優賃条例第4条及び第5条 (2) 入居の申込み及び手続等 地優賃条例第7条から第11条まで (3) 所得の申告 地優賃条例第13条 (4) 家賃の徴収及び督促等 地優賃条例第14条から第14条の3まで (5) 家賃の減免又は徴収猶予 地優賃条例第15条 (6) 敷金等 地優賃条例第16条及び第17条 (7) 修繕の実施等及び入居者の費用負担義務 地優賃条例第18条及び第19条 (8) 入居者の保管義務等 地優賃条例第20条 (9) 迷惑行為等の禁止 地優賃条例第21条 (10) 不使用の届出、目的外使用、転貸等の禁止、模様替え等 地優賃条例第22条から第25条まで (11) 同居の承認、入居の継承 地優賃条例第26条及び第27条 (12) 明渡しに係る検査等、明渡し請求等 地優賃条例第28条及び第29条 (13) 立入検査等、管理の委託、委任 地優賃条例第30条から第32条まで (14) 罰則 地優賃条例第33条</p> <p>【基準】 準用する中土佐町地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第33条の規定による。 (罰則) 第33条 偽りその他不正の行為により家賃又は第15条の入居者負担額の全部又は一部の徴収を免れた地域優良賃貸住宅の入居者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 町民環境課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該保険料金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間の日数については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 町長は、延滞したことについて、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第2条の規定による。 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 92

担当部署: 町民環境課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例規番号	平成20年条例第12号		
<p>【根拠条文】 (過料)</p> <p>第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第8条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第9条の規定による。</p> <p>第9条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

担当部署: 町民環境課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町国民健康保険条例 第13条から第15条まで		
例規番号	平成18年条例第128号		
<p>【根拠条文】 (罰則)</p> <p>第13条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 この町は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられて、これに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 この町は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第16条の規定による。</p> <p>第16条 前3条の過料の額は、情状により町長が定める。</p> <p>2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 124

担当部署: 町民環境課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第16条		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (一般廃棄物処理手数料) 第16条 町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関しては、別表第1に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 町民環境課

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第18条		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料) 第18条 法第7条第1項若しくは第4項の規定により一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業(以下「一般廃棄物収集運搬業等」という。)の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業等の事業範囲の変更の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとするものは、別表第2に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 町民環境課

処分の概要	改善命令等		
例規名 根拠条項	中土佐町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第23条		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (改善命令等) 第23条 町長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 129

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町環境浄化微生物資材製造施設の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成21年条例第19号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第5条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取り消す事ができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 虚偽その他不正の手段により、許可を受けたことが明らかになったとき。 (4) 許可の条件に違反したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	平成 29 年 6 月 27 日

ID: 131

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町立火葬場及び中土佐町有墓地使用条例 第1条第3項		
例規番号	平成18年条例第138号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第1条 町の火葬場を使用しようとする者及び町有墓地に死体、遺骨を埋葬し、又は改葬しようとする者は、町長の定める様式による許可申請書を提出し、事前に町長の許可を受け、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 火葬場を汚損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 火葬場の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。</p> <p>3 使用を許可した後であっても、町長において必要があるとき又は前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用料の徴収																		
例規名 根拠条項	中土佐町立火葬場及び中土佐町有墓地使用条例 第2条																		
例規番号	平成18年条例第138号																		
<p>【根拠条文】 第2条 火葬場及び町有墓地を使用する者は、申請と同時に次の区分によって使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 火葬場使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>町内</th> <th>町外</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">遺体</td> <td>大人</td> <td>1体につき 40,000円</td> <td>60,000円</td> <td rowspan="3">町内とは、申請時に死亡者又は手術を受けた者が中土佐町住民基本台帳に記載又は外国人登録がされている場合 死亡者又は手術を受けた者が町外の病院、施設等に入院、入所していた場合でも中土佐町に本籍があれば町内扱いとする。</td> </tr> <tr> <td>小人(10歳未満)</td> <td>1体につき 32,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>手術肢体(上肢、下肢)</td> <td>1体につき 32,000円</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 町有墓地使用料 屍体、遺骨の埋葬1体につき 5,000円</p> <p>2 埋葬した死体の骨を火葬するときは、前項の区分により小人(10歳未満)の使用料を徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>				区分		町内	町外	備考	遺体	大人	1体につき 40,000円	60,000円	町内とは、申請時に死亡者又は手術を受けた者が中土佐町住民基本台帳に記載又は外国人登録がされている場合 死亡者又は手術を受けた者が町外の病院、施設等に入院、入所していた場合でも中土佐町に本籍があれば町内扱いとする。	小人(10歳未満)	1体につき 32,000円	50,000円	手術肢体(上肢、下肢)	1体につき 32,000円	50,000円
区分		町内	町外	備考															
遺体	大人	1体につき 40,000円	60,000円	町内とは、申請時に死亡者又は手術を受けた者が中土佐町住民基本台帳に記載又は外国人登録がされている場合 死亡者又は手術を受けた者が町外の病院、施設等に入院、入所していた場合でも中土佐町に本籍があれば町内扱いとする。															
	小人(10歳未満)	1体につき 32,000円	50,000円																
手術肢体(上肢、下肢)	1体につき 32,000円	50,000円																	
備考																			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日																

ID: 135

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町立共同納骨堂及び中土佐町立水平廟共同墓地の設置及び管理に関する 条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第139号		
<p>【根拠条文】 (使用の制限) 第7条 町は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の許可を取り消し、又は使用制限をすることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けた事実が判明したとき。 (3) 他の使用者の使用を妨げ、又は迷惑となる行為をしたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 247

担当部署: 町民環境課

処分の概要	料金の徴収																																				
例規名 根拠条項	中土佐町水道給水条例 第22条第1項																																				
例規番号	平成18年条例第171号																																				
<p>【根拠条文】 (料金の支払義務) 第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。 2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第23条の規定による。 (料金) 第23条 料金は、次の料金表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>料金表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">量水器口径</th> <th rowspan="2">基本水量</th> <th colspan="2">料金1箇月につき</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>10m³</td> <td>500円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>10m³</td> <td>680円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>10m³</td> <td>690円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>30mm</td> <td>10m³</td> <td>770円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>10m³</td> <td>990円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>10m³</td> <td>1,270円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>10m³</td> <td>2,240円</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table>				量水器口径	基本水量	料金1箇月につき		基本料金	超過料金	13mm	10m ³	500円	120円	20mm	10m ³	680円	120円	25mm	10m ³	690円	120円	30mm	10m ³	770円	120円	40mm	10m ³	990円	120円	50mm	10m ³	1,270円	120円	75mm	10m ³	2,240円	120円
量水器口径	基本水量	料金1箇月につき																																			
		基本料金	超過料金																																		
13mm	10m ³	500円	120円																																		
20mm	10m ³	680円	120円																																		
25mm	10m ³	690円	120円																																		
30mm	10m ³	770円	120円																																		
40mm	10m ³	990円	120円																																		
50mm	10m ³	1,270円	120円																																		
75mm	10m ³	2,240円	120円																																		
備考																																					
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和元年10月1日																																		

ID: 248

担当部署: 町民環境課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町水道給水条例 第29条		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p>【根拠条文】 (手数料) 第29条 手数料は、次の各号の区別により、これを徴収する。</p> <p>(1) 町が給水装置工事の設計をするとき。 1件につき 無料</p> <p>(2) 第7条第1項の指定をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき。 1件につき 10,000円</p> <p>(4) 第7条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(5) 第7条第2項の工事の検査をするとき。 1回につき 1,000円</p> <p>(6) 第19条第2項の消防演習の立会いをするとき。 1回につき 無料</p> <p>(7) 第31条の確認をするとき。 1回につき 無料</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 250

担当部署: 町民環境課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町水道給水条例 第38条及び第39条		
例規番号	平成18年条例第171号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第38条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>(1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者</p> <p>(2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計量、第31条の検査又は第34条の給水の停止を拒み、又は妨げた者</p> <p>(3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者</p> <p>(4) 第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者</p> <p>(料金を免れた者に対する過料)</p> <p>第39条 町長は、詐欺その他、不正の行為によって第23条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 252

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	中土佐町水道指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例規番号	平成18年訓令第35号		
<p>【根拠条文】 (指定の取消し) 第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。 (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。 (3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 (4) 第12条各項の規定に違反したとき。 (5) 第13条に規定する給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準に従った適正な工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。 (6) 第16条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 (7) 第17条の規定による町長の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 (8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 253

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定の停止		
例規名 根拠条項	中土佐町水道指定給水装置工事事業者規程 第9条		
例規番号	平成18年訓令第35号		
<p>【根拠条文】 (指定の停止) 第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 257

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町排水設備工事指定業者規則 第11条第1項		
例規番号	平成21年規則第17号		
<p>【根拠条文】 (指定の停止等) 第11条 町長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を停止し、又は取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例又はこの規則等に違反したとき。 (2) 当町以外の県内市町村において指定の停止又は取消しを受けたとき。 (3) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、町長が不適當であると認めたとき。 <p>2 町長は、前項の規定により、指定の停止若しくは取消し又は指定業者から辞退の申出があつたときは、排水設備工事指定取消等通知書(様式第7号)により通知しなければならない。</p> <p>3 指定業者は前項の通知を受けたときは、直ちに指定業者証を町長に変換しなければならない。</p> <p>4 前項の処分による損害については、町はその責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 260

担当部署: 町民環境課

処分の概要	登録の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町排水設備工事指定業者規則 第18条第1項		
例規番号	平成21年規則第17号		
<p>【根拠条文】 (登録の停止又は取消し) 第18条 町長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、一定期間登録を停止し、又は取り消すことができる。 (1) 下水道に関する法令、条例及び規則等の規定に違反したとき。 (2) 責任技術者の資格要件を欠いたとき。 (3) その他責任技術者として不適当と認められる行為があったとき。 2 町長は、前項の規定により、登録の停止又は取消しがあったときは、排水設備工事責任技術者取消等通知書(様式第12号)により通知しなければならない。 3 責任技術者は登録を取り消された場合は、直ちに責任技術者証を町長に返納しなければならない。 4 登録の停止又は取消しによって生じる損害については、町は、その責を負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 町民環境課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町農業集落排水処理施設の管理に関する条例 第12条第1項		
例規番号	平成18年条例第173号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第12条 使用料は、町営水道使用料により算定する。ただし、水洗便所に町営水道水以外の水を利用する場合は、この限りでない。</p> <p>2 使用料は、口座振替により毎月徴収する。また、納期限は毎月末日とする。ただし、末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。</p> <p>3 使用料の額は、同一敷地内の生計を一にする世帯ごとに別表第2により算定した額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>4 使用料は、全組合一律とする。ただし、定常状態を超えるやむを得ない事情が生じたときは、当該組合は特殊料金を付加することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 265

担当部署: 町民環境課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町農業集落排水処理施設の管理に関する条例施行規則 第9条		
例規番号	平成18年規則第106号		
<p>【根拠条文】 (指定の停止及び取消等) 第9条 町長は、指定業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を停止し、又は指定を取り消すことができる。 (1) 条例及び規則に違反したとき。 (2) 町長の指示に従わなかったとき、又は町に重大な損害を与えたとき。 (3) 前2号に指定するもののほか、町長が指定業者として特に不適當であると認めたと き。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 266

担当部署: 町民環境課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条文	中土佐町農業集落排水事業受益者分担金に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第174号		
<p>【根拠条文】 (分担金の賦課徴収) 第6条 町長は、前条の規定により受益者を定めたときは、当該受益者に分担金を賦課するものとする。 2 町長は、前項の規定により受益者に分担金を賦課したときは、当該受益者に分担金納入通知をするものとする。 3 受益者は、中土佐町農業集落排水処理施設の管理に関する条例(平成18年中土佐町条例第173号)第7条に規定する排水設備の承認の日までに、分担金を一括納入しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第3条 受益者分担金の額は、前条に規定する家屋1戸につき10万円とする。ただし、施設の供用が開始された日(既に補助事業で合併浄化槽を設置している者が本施設に加入する場合は、設置から8年経過の日)から起算して1年以内に排水設備を設置利用開始をした場合は分担金を5万円とする。また、2年以内であれば分担金を7万円とし、3年以内であれば分担金を8万円とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 7 年 6 月 25 日

ID: 321

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町民交流会館の設置及び管理に関する条例 第11条第2項		
例規番号	令和2年条例第32号		
<p>【根拠条文】 (使用の制限) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 喧騒な行為をしたり、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又はその附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 会館施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴追法第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。</p> <p>2 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(5) 前項第4号に該当したとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成費の支給制限		
例規名 根拠条項	中土佐町福祉医療費助成に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第115号		
<p>【根拠条文】 (助成費の支給制限) 第8条 助成対象者が、疾病又は負傷について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した助成費の額に相当する金額を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 72

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成費の返還		
例規名 根拠条項	中土佐町福祉医療費助成に関する条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第115号		
<p>【根拠条文】 (助成費の返還) 第9条 町長は、偽りその他不正の行為によって、この条例による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成費の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 82

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	中土佐町ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第121号		
<p>【根拠条文】 (返還) 第7条 町長は、偽りその他不正行為によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者に対し、既に助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 344

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町福祉まちづくり施設の設置及び管理に関する条例 第12条第2項		
例規番号	令和4年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (使用の制限) 第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 喧騒な行為をしたり、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又はその附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴追法第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。</p> <p>2 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(5) 前項第4号に該当したとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特に不適當と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町あったかふれあいセンター「寄り家」の設置及び管理に関する条例第6条		
例規番号	平成22年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して使用の許可を取消し、又は中止を命ずることができる。この場合使用者に生じた損害については、一切その責を負わない。 (1) この条例に違反すると認めるとき。 (2) 前条第7号に該当すると認めるとき。 (3) その他町長又は指定管理者において取消し又は中止を必要と認めるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町あったかふれあいセンター「寄り家」の設置及び管理に関する条例第7条		
例規番号	平成22年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 使用者は、別表に掲げる額を使用料として納付しなければならない。ただし、受託事業者については、事業内容等により町長と協議により決めることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	登録の取消し		
例規名 根拠条項	中土佐町基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 第11条		
例規番号	平成18年規則第123号		
<p>【根拠条文】 (登録の取消) 第11条 町長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 登録事業者が、指定居宅介護事業者の指定を受けたとき。 (2) 登録事業者が、第3条第2項に規定する基準を満たすことができなくなったとき。 (3) 特例介護給付費の請求に関し不正があったとき。 (4) 登録事業者等が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられ、これに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 登録事業者等が、前条第1項の規定により出頭を求められ、これに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、登録事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該登録事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 登録事業者が、不正の手段により第3条に規定する登録を受けたとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町人権啓発センターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第127号		
<p>【根拠条文】 (使用の取消し等) 第6条 教育委員会は、啓発センターを使用するもの(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させ、若しくは使用の条件を変更することができる。</p> <p>(1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 使用者が虚偽その他不正な手段により、使用の許可を受けたことが明らかになったとき。 (4) 使用者が使用の許可の条件に違反したとき。 (5) 前条第2項第3号に該当したとき。 (6) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めたとき。</p> <p>2 前項の場合において、使用者に損害が生じても教育委員会及び町は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 99

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町人権啓発センターの設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第127号		
【根拠条文】 (使用料) 第7条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 106

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町介護保険条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年条例第129号		
<p>【根拠条文】 (延滞金)</p> <p>第7条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該保険料金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過するまでの期間の日数については年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>3 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>4 町長は、延滞したことについて、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金の額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び附則第3条の規定による。 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第3条 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 110

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条文	中土佐町介護保険条例 第12条から第15条まで		
例規番号	平成18年条例第129号		
<p>【根拠条文】 (罰則)</p> <p>第12条 町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第13条 町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第14条 町は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第15条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第16条の規定による。</p> <p>第16条 第12条から前条までの過料の額は、情状により、町長が定める。</p> <p>2 第12条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 117

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当居宅サービス事業者の登録の取消し		
例規名 根拠条項	中土佐町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第12条		
例規番号	平成24年規則第23号		
<p>【根拠条文】 (基準該当居宅サービス事業者の登録の取消し) 第12条 基準該当居宅サービス事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の登録を取り消されることがあるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準該当居宅サービス事業者が当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス事業者が満たすべき基準又は居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービス事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。 (2) 基準該当居宅サービス事業者が居宅サービス基準省令に規定する基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特例居宅介護サービス費等の請求に関し不正があったとき。 (4) 基準該当居宅サービス事業者が前条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 基準該当居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業所の従業者が前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、基準該当居宅サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 基準該当居宅サービス事業者が、不正の手段により第2条に規定する登録を受けたとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 118

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し		
例規名 根拠条項	中土佐町基準該当居宅サービス事業者及び基準該当居宅介護支援事業者の登録に関する規則 第13条		
例規番号	平成24年規則第23号		
<p>【根拠条文】 (基準該当居宅介護支援事業者の登録の取消し) 第13条 基準該当居宅介護支援事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の登録を取り消されることがあるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基準該当居宅介護支援事業者が、基準該当居宅介護支援事業所の介護支援専門員の人員について、居宅介護支援基準条例に規定する基準該当居宅介護支援事業者が確保すべき員数を満たすことができなくなったとき。 (2) 基準該当居宅介護支援事業者が居宅介護支援基準条例に規定する基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な基準該当居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。 (3) 特例居宅介護サービス計画費等の請求に関し不正があったとき。 (4) 基準該当居宅介護支援事業者が、第11条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 (5) 基準該当居宅介護支援事業者又は当該登録に係る事業者の従業者が第11条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る事業者の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、基準該当居宅介護支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。 (6) 基準該当居宅介護支援事業者が、不正の手段により第3条の登録を受けたとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町大野見保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 第7条本文		
例規番号	令和2年条例第33号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 使用料は、別表に定めるところにより徴収することができる。ただし、公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 328

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町大野見保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 第9条第2項		
例規番号	令和2年条例第33号		
<p>【根拠条文】 (使用の制限) 第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 喧騒な行為をしたり、公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 建物又はその附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 保健センターの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないと認められるとき。</p> <p>2 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(3) 使用目的以外に使用したとき。</p> <p>(4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。</p> <p>(5) 前項第4号に該当したとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、特に不適當と認めたとき。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 農林水産課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名根拠条項	中土佐町営土地改良事業等の経費の分担金徴収に関する条例 第1条		
例規番号	平成18年条例第63号		
<p>【根拠条文】 (目的) 第1条 町営土地改良事業及び町営林道開設事業並びに町営災害復旧事業その他受益度合が明らかとみなされる事業(以下「町営土地改良事業等」という。)に要する経費について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第224条及び第228条の規定により、当該事業に対し特に利益を受ける者から分担金を徴収する場合は、この条例の定めるところによる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (分担金の基準等の決定) 第2条 分担金を徴収する事業及び基準は、中土佐町営土地改良事業等の経費の分担金徴収基準(別表)に基づくものとする。ただし、別表により難しい場合においては、町長が別に定めることができる。</p> <p>2 前項の分担金の額は、各年度ごとに当該事業に要する経費のうち、国又は県から交付を受けた補助金の額を控除した額を超えない範囲内において定めるものとする。</p> <p>3 前項の分担金の基準並びにその徴収の時期及び方法については、受益者代表の意見を聴いて町長が定める。これを変更するときもまた同様とする。</p> <p>4 前項の分担金の基準を定めるに当たっては、当該事業について、その施行に係る地域内にある土地の利益を勘案しなければならない。</p> <p>5 町長が指定する町営土地改良事業等の施行に係る地域内の農地が、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第113条の3第2項の規定に基づく当該事業の工事の完了の公告の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあっては、当該指定する年度)から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合(当該転用に係る農地の面積が知事の指定する面積を超えない場合、又は知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。)において、当該転用に係る農地(以下「転用農地」という。)につき、法第3条に規定する資格を有する者から徴収する賦課金の額は、当該土地改良事業の施行に要し、又は要した経費の総額を、前項に規定する分担金の賦課基準により当該転用農地に割り振って得られる額から、既に徴収され、又は徴収されることとなった当該転用農地に係る分担金の額を控除した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 311

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町食鳥処理施設の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成30年条例第1号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取り消し等) 第5条 町長は、使用者が次の各号いずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) この条例に違反したとき。 (2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (3) 虚偽その他不正な手段により、許可を受けたことが明らかになったとき。 (4) 許可の条件に違反したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年10月1日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 312

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町食鳥処理施設の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成30年条例第1号		
【根拠条文】 (使用料金) 第6条 施設の使用料は、年額75,000円とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	令和元年10月1日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 138

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町立集出荷施設の設置及び管理に関する条例 第8条第2項		
例規番号	平成18年条例第195号		
<p>【根拠条文】 (使用の制限) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設の保全及び管理上使用させることが不適當であると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、使用させることが適當でないときと認められるとき。</p> <p>2 使用を許可した後であっても、管理者において必要があるとき又は許可なくして使用目的、使用方法を変更したとき、若しくは前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。</p>			
<p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 139

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町農林産物処理加工施設設置条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第144号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 処理加工施設の使用料は、次の各号に定めるものとする。 (1) ミソの製造に関するものは、原料30キログラム当たり1,500円とする。 (2) コンニャク等の製造に関するものは、1日当たり1,000円とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 142

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町地域資源活用型総合交流促進施設設置条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第145号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が、許可条件に違反したとき。 (3) 前条第3項第4号に該当したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 143

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町地域資源活用型総合交流促進施設設置条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第145号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 施設を使用する団体は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 147

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町地力増進施設の設置及び管理に関する条例 第4条第3項		
例規番号	平成18年条例第146号		
<p>【根拠条文】 (使用許可) 第4条 町長は、その用途又は目的を妨げない限度において、この施設の使用を許可することができる。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設の保全及び管理上使用させることが不相当であると認められるとき。</p> <p>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないときと認められるとき。</p> <p>3 使用を許可した後であっても、町長において必要があるとき又は許可なくして使用目的、使用方法を変更したとき、若しくは前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 148

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町地力増進施設の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第146号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第5条 この施設を使用する場合は、年額58万4,966円の使用料を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 151

担当部署: 農林水産課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町共同利用ハウス施設の設置及び管理に関する条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第147号		
<p>【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第4条 町長は、利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は利用の許可を停止し、又は取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 利用許可条件に違反したとき。 (3) 前条第2項第2号に該当したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要があると認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 152

担当部署: 農林水産課

処分の概要	貸付料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町共同利用ハウス施設の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第147号		
<p>【根拠条文】 (貸付料) 第5条 施設を利用する場合は、別表に定める貸付料を町に納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 156

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町林道管理条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第149号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第7条 町長は、前条により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可を取り消し、林道の使用を停止することができる。</p> <p>(1) この条例に違反したとき。 (2) 林道の使用方法が適正を欠き、林道の維持に支障を来すおそれがあると認められるとき。 (3) 林道の維持管理のため必要があるとき。 (4) 前条第1項第4号に該当したとき。 (5) 前各号のほか、特に町長が必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 158

担当部署: 農林水産課

処分の概要	占用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町林道管理条例 第12条		
例規番号	平成18年条例第149号		
【根拠条文】 (占用許可の取消し) 第12条 町長は、前条により占用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可を取り消し、原状の回復等必要な措置を命ずることができる。 (1) 偽り又は不正な手段により許可を受けたとき。 (2) 許可に付された条件に違反するとき。 (3) 前2号のほか、特に町長が必要と認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 160

担当部署: 農林水産課

処分の概要	違反に対する措置命令		
例規名 根拠条項	中土佐町林道管理条例 第15条		
例規番号	平成18年条例第149号		
<p>【根拠条文】 (違反に対する措置) 第15条 町長は、施設の設置等をしようとする者が第13条に規定する同意を得ずに工作物の設置等を行い、又は条件に違反したときは、林道の使用の禁止を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 161

担当部署: 農林水産課

処分の概要	港内の秩序維持のための移動命令		
例規名 根拠条項	中土佐町漁港管理条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (港内の秩序維持) 第4条 町長は、港内の秩序を維持するため、特に必要があると認めるときは、港内に停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をする船舶又はいかだの所有者又は占有者に対し移動を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 163

担当部署: 農林水産課

処分の概要	放置物件の除去命令		
例規名 根拠条項	中土佐町漁港管理条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (放置物件の除去命令) 第7条 漁港区域内の水域における漂流物、沈没物その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を阻害するおそれがあるときは、町長は当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 166

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料等の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町漁港管理条例 第14条第1項及び第2項		
例規番号	平成18年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (使用料等)</p> <p>第14条 第10条の規定による使用の届出をした者又は第11条第1項の規定による占用の許可を受けた者は、別表に定める使用料又は占用料を町に納付しなければならない。</p> <p>2 漁港の区域内の水域(中土佐町以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)(以下「占用者等」という。)からは、別表第2に掲げる占用料を徴収する。</p> <p>3 前2項の使用料又は占用料は、前納しなければならない。ただし、町長の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 168

担当部署: 農林水産課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	中土佐町漁港管理条例 第17条		
例規番号	平成18年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第17条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に付した条件を変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転若しくは除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 第11条第1項の規定に違反した者 (2) 第11条第2項の規定による許可に付した条件に違反した者 (3) 偽りその他不正な手段により第11条第1項の規定による許可を受けた者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用すると認められた者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 169

担当部署: 農林水産課

処分の概要	公益上の必要による許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町漁港管理条例 第18条		
例規番号	平成18年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (公益上の必要による許可の取消等及び損失補償) 第18条 町長は、特定漁港漁場整備事業その他漁港に関する工事の施工又は漁港の維持管理のために、特に必要があると認めるときは、第11条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 170

担当部署: 農林水産課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町漁港管理条例 第21条及び第22条		
例規番号	平成18年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (過料)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者に対し5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1) 第4条の規定による町長の命令に従わない者</p> <p>(2) 第5条第2項又は第6条第1項若しくは同条第2項の規定に違反した者</p> <p>(3) 第7条の規定による町長の命令に従わない者</p> <p>(4) 第8条、第9条第3項、第10条又は第11条の規定に違反した者</p> <p>(5) 第17条又は第18条の規定による町長の命令に従わない者</p> <p>第22条 詐欺その他不正手段により、使用料及び占用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 172

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町水産資源利活用施設の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成26年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が、許可条件に違反したとき。 (3) 前条第2項第2号に該当したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 173

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町水産資源利活用施設の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成26年条例第21号		
<p>【根拠条文】 (使用料の納付) 第7条 施設を使用する場合は、別表に定める使用料を町長に納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 177

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町黒潮ふれあいセンター及び緋扇貝蓄養施設の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第187号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が、許可条件に違反したとき。 (3) 前条第3項第2号に該当したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。 <p>【基準】 根拠条文及び中土佐町黒潮ふれあいセンター及び緋扇貝蓄養施設の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用許可の取消等) 第6条 町長は、使用者が次の各号に該当すると認めたときは、使用許可を停止し、又は取り消すことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施設の使用について、万全の措置を講じ、その保全に努めなかった場合 (2) 施設を目的以外に使用した場合 (3) 施設の使用許可に基づく権利を譲渡し、又は転貸した場合 (4) 町長の許可を得ずして施設の改造、模様替えをした場合 			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	令和 3 年 6 月 25 日

ID: 178

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町黒潮ふれあいセンター及び緋扇貝蓄養施設の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成18年条例第187号		
<p>【根拠条文】 (使用料の納付) 第8条 使用者は次に掲げる使用料を町に納付しなければならない。 (1) 使用料は、年額250,000円とする。 (2) 使用料は、毎年度3月末日までに納付するものとし、使用期間が12箇月未満の場合にあつては、使用期間による月割計算によりその額を算出する。この場合算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 182

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町水産増養殖施設設置条例 第5条第3項		
例規番号	平成18年条例第154号		
<p>【根拠条文】 (使用の許可) 第5条 施設を使用しようとする団体は、町長の許可を受けなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設の管理上支障があると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められるとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、使用させることが適当でないときと認められるとき。 3 使用を許可した後であっても、町長において必要があるとき又は前項各号のいずれかに該当したときは、使用許可を取り消し、使用を停止させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和7年6月25日

ID: 283

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町水産加工場の設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成27年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を停止し、又は取り消すことができる。 (1) 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用者が、許可条件に違反したとき。 (3) 前条第3項第2号に該当したとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文及び中土佐町水産加工場の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定による。 (使用許可の取消等) 第6条 町長は、使用者が次の各号に該当すると認めたときは、使用許可を停止し、又は取り消すことができる。 (1) 施設の使用について、万全の措置を講じ、その保全に努めなかった場合 (2) 施設を目的以外に使用した場合 (3) 施設の使用許可に基づく権利を譲渡し、又は転貸した場合 (4) 町長の許可を得ずして施設の改造、模様替えをした場合</p>			
備考			
設定年月日	平成29年6月27日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 284

担当部署: 農林水産課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町水産加工場の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成27年条例第6号		
<p>【根拠条文】 (使用料の納付) 第8条 使用者は次に掲げる使用料を町に納付しなければならない。 (1) 使用料は、年額540,000円とする。 (2) 使用料は、毎年度3月末日までに納付するものとし、使用期間が12箇月未満の場合にあつては、使用期間による月割計算によりその額を算出する。この場合算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成29年6月27日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 214

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町都市下水路条例 第8条第1項		
例規番号	平成25年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の徴収) 第8条 都市下水路管理者は、第6条の許可を受けた者から占用料を徴収する。 2 占用料の額及び徴収方法については、中土佐町法定外公共物管理条例(平成18年中土佐町条例第165号)の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町都市下水路条例 第13条		
例規番号	平成25年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。 (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定による許可に付された条件に違反した者 2 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 221

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町道路占用料徴収条例 第6条		
例規番号	平成18年条例第164号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第6条 町長は、詐欺その他不正行為によって占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)の過料を徴収することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

担当部署: 建設課

処分の概要	監督処分		
例規名 根拠条項	中土佐町道路占用規則 第33条		
例規番号	平成18年規則第100号		
<p>【根拠条文】 (監督処分) 第33条 町長は、露店占有者が第25条及び前条の各号のいずれかに該当したときは、第13条の規定にかかわらず第23条に定める占用許可及び第24条の登録の取り消し、又は期間を定めて出店の停止を命ずることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町法定外公共物管理条例 第5条		
例規番号	平成18年条例第165号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し等) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は同条第3項の条件を変更し、若しくは新たな条件を付することができる。 (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。 (2) 詐欺その他の不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 前条第3項の条件に違反したとき。 (4) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町法定外公共物管理条例 第9条第1項		
例規番号	平成18年条例第165号		
<p>【根拠条文】 (占用料等の徴収) 第9条 町長は、第4条第1項の許可を受けた者から占用料を徴収する。 2 道路(第2条に定める「道路」をいう。)の占用料の額及び徴収方法については、中土佐町道路占用料徴収条例(平成18年中土佐町条例第164号)の規定を準用する。 3 河川等(第2条に定める「河川等」をいう。以下同じ。)の占用料の額については、別表「河川等占用料金表」の定めるところによる。 4 河川等の占用料の徴収方法については、第2項の規定を準用する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	中土佐町法定外公共物管理条例 第14条		
例規番号	平成18年条例第165号		
<p>【根拠条文】 (過料) 第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。 (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者 (2) この条例の規定による許可に付された条件に違反した者 2 詐欺その他不正の行為により、占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 28

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町立小学校及び中学校の施設の使用に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第96号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第7条 使用の許可を得た後でも教育委員会において必要があるとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を制限し、又は許可を取り消すことができる。 (1) 使用料を納付しないとき。 (2) 許可を受けずにその使用目的又は使用方法を変更したとき。 (3) 第5条各号のいずれかに該当するものと認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 29

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町立小学校及び中学校の施設の使用に関する条例 第11条第1項		
例規番号	平成18年条例第96号		
<p>【根拠条文】 (使用料)</p> <p>第11条 学校の使用を許可したときは、別表に定める使用料を徴収することができる。</p> <p>2 使用料の納入方法については、教育委員会が定める。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には使用料を徴収しない。</p> <p>(1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の規定による社会教育関係団体が研修に使用するとき。</p> <p>(2) 公民館事業に使用するとき。</p> <p>(3) 町及び教育委員会の主催する事業に使用するとき。</p> <p>(4) その他教育委員会において必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	決定の取消し		
例規名 根拠条項	中土佐町放課後児童クラブ利用料に関する規則 第6条		
例規番号	令和3年規則第2号		
<p>【根拠条文】 (決定の取消) 第6条 申請者が、免除期間中にこの要綱の規定に該当しなくなった場合は、当該月の翌月から免除を取り消すものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町公民館設置条例 第10条		
例規番号	平成18年条例第102号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第10条 使用の許可を与えた後でも、教育委員会において必要があるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用料を納付しないとき。 (2) 許可を受けずにその使用目的又は使用方法を変更したとき。 (3) 第8条の規定に該当するものと認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和3年6月25日

ID: 315

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町公民館設置条例 第14条第1項		
例規番号	平成18年条例第102号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第14条 使用の許可を受けた者は、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。 2 町長は、公益のため又は町民が生涯学習のために使用する場合、その他特に必要と認め た場合は、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町立文化館の設置及び管理に関する条例 第7条本文		
例規番号	平成18年条例第103号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 使用料は、別表に定めるところにより徴収することができる。ただし、公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び中土佐町立文化館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。 (使用料) 第11条 使用料を徴収する場合は、次に掲げる以外の場合とする。</p> <p>(1) 町及び教育委員会が公共の目的のために直接使用する場合 (2) 町及び教育委員会が設置する機関が公共の目的のために使用する場合 (3) 前2号に定めるほか、高い公共性を有する事項で管理者が特別に認めた場合</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	退室命令等		
例規名 根拠条項	中土佐町立文化館の設置及び管理に関する条例施行規則 第6条		
例規番号	平成18年規則第50号		
<p>【根拠条文】 (入室の制限) 第6条 次の各号のいずれかに該当すると認める者については、入室を禁じ、又は退室を命ずることができる。 (1) 施設、設備若しくは資料を損傷するおそれがある者又は他の利用者に迷惑をかけるおそれのある者 (2) その他図書室の管理上必要な指示に従わない者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 40

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町立文化館の設置及び管理に関する条例施行規則 第9条第2項		
例規番号	平成18年規則第50号		
<p>【根拠条文】 (使用の制限) 第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設、設備又は資料を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動に利用されると認められたとき。 (4) その他視聴覚室の管理上支障があると認められるとき。 <p>2 管理者は、次のいずれかに該当する場合は、使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例、規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 使用目的以外に使用したとき。 (4) 使用する権利を譲渡し、又は転貸したとき。 (5) 前項第3号に該当したとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認められたとき。 <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 345

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	令和6年条例第27号		
<p>【根拠条文】 (入館の制限等) 第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、美術館への入館を拒み、又は退館を命じることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者 (2) 施設又は美術品等を損傷するおそれがあると認められる者 (3) 許可なく営業行為をし、又ははり紙若しくは広告を行う者 (4) 前3号に掲げる者のほか、美術館の管理上支障があると認められる者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 347

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	令和6年条例第27号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第8条 町長は、第6条第1項の規定により使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を制限し、若しくは停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が受けた損害については、町はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(1) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。 (2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。 (3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。 (5) その許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸したとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 350

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	観覧料等の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例 第13条第1項及び第2項		
例規番号	令和6年条例第27号		
<p>【根拠条文】 (観覧料及び使用料) 第13条 美術館が主催して展示する美術品等を観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表第1に掲げる観覧料を納付しなければならない。 2 使用者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。 3 町長は、公益上必要があると認めるときは、前2項の納付すべき金額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 354

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町立美術館の設置及び管理に関する条例 第16条		
例規番号	令和6年条例第27号		
<p>【根拠条文】 (手数料) 第16条 前条の許可を受けた者は、販売実績の20パーセント以内で町長が定める手数料を納付しなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 322

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町民ふれあい広場の設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第107号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第6条 テニスコートの使用を許可したときは、別表に定める使用料を徴収することができる。 2 使用料の納入方法については、教育委員会が定める。 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には使用料を減免することができる。 (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の規定による社会教育関係団体が研修に使用するとき。 (2) 町及び教育委員会の主催する事業に使用するとき。 (3) その他教育委員会において必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年6月25日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町社会体育施設の使用に関する条例 第7条		
例規番号	平成18年条例第111号		
<p>【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第7条 使用の許可を得た後でも教育委員会において必要があるとき、又は次の各号のいずれかに該当する場合には、使用を制限し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 使用料を納付しないとき。 (2) 許可を受けずにその使用目的又は使用方法を変更したとき。 (3) 第5条各号のいずれかに該当するものと認められるとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町社会体育施設の使用に関する条例 第11条第1項		
例規番号	平成18年条例第111号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第11条 体育施設の使用を許可したときは、別表に定める使用料を徴収することができる。 2 使用料の納入方法については、教育委員会が定める。 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には使用料を減免することができる。 (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条の規定による社会教育関係団体が研修に使用するとき。 (2) 学校行事に使用するとき。 (3) 公民館事業に使用するとき。 (4) 町及び教育委員会の主催する事業に使用するとき。 (5) その他教育委員会において必要と認めたとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成26年9月26日	最終変更年月日	令和元年10月1日

ID: 300

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町立大野見青年の家の設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成31年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (許可の取消し等) 第7条 教育委員会は、前条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が前条各号のいずれかに該当するとき又は青年の家の管理上特に必要があるときは、当該許可を取り消すことができる。 2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。 3 利用者は、注意事項を遵守し、青年の家の適正な使用に努めなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 301

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町立大野見青年の家の設置及び管理に関する条例 第8条本文		
例規番号	平成31年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (利用料金) 第8条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたものについては、減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 304

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	中土佐町立大野見青年の家の設置及び管理に関する条例 第13条		
例規番号	平成31年条例第11号		
<p>【根拠条文】 (立入りの制限等) 第13条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、青年の家への立入りを拒否し、又は退去を命じることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者、これらのおそれがある物品又は動物の類を携行する者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 管理上の指示又は指導に従わない者</p> <p>(4) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	退館命令等		
例規名 根拠条項	中土佐町立大野見四万十民俗館設置条例 第4条		
例規番号	平成18年条例第113号		
<p>【根拠条文】 (入館の制限) 第4条 町長は、次のいずれかに該当すると認められる者については、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、展示資料又は施設設備を損傷するおそれがあると認められる者 (2) その他町長の指示に従わない者</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 9 月 26 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 307

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	町保護有形文化財の現状変更等の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町文化財保護条例 第17条第4項		
例規番号	平成30年条例第28号		
<p>【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第17条 町保護有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更について、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定により許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の規定による許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、町は、その通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 309

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	町史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の取消し等		
例規名 根拠条項	中土佐町文化財保護条例 第36条第3項において準用する第17条第4項		
例規番号	平成30年条例第28号		
<p>【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第36条 町史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更について維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合及び保存に影響を及ぼす行為について影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第1項の規定により教育委員会が許可を与える場合には、第17条第3項の規定を、第1項の教育委員会の許可を受けた者がその許可の条件に従わなかった場合には、同条第4項の規定を準用する。</p> <p>4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は前項において準用する第17条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、町はその通常生ずべき損失を補償する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和元年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町立保育所設置条例 第7条第1項		
例規番号	平成27年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (使用料) 第7条 保育所に入所している児童(児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定により町長が入所させた児童を除く。)の保護者は、規則で定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の使用料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準(当該児童が第6条第3号に掲げる児童である場合にあっては、同法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準)により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 278

担当部署: 教育委員会事務局

処分の概要	時間外使用料の徴収		
例規名 根拠条項	中土佐町立保育所設置条例 第8条第3項		
例規番号	平成27年条例第15号		
<p>【根拠条文】 (時間外保育事業) 第8条 第3条第1項第2号の時間外保育事業は、休所日を除き、保育所に入所している児童が、やむを得ない理由により第3条第1項第1号の保育の提供を受ける時間以外の時間に保育を受ける必要がある場合に、当該保育を行う事業とする。</p> <p>2 その保護する児童について時間外保育事業の利用を希望する保護者は、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>3 時間外保育事業を利用する児童の保護者は、別に定める額の時間外使用料を納付しなければならない。</p> <p>4 前2項に定めるもののほか、時間外保育事業の利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。</p> <p>【基準】 根拠条文及び中土佐町立保育所設置条例施行規則第4条の規定による。 (時間外使用料) 第4条 条例第8条第4項に規定する時間外使用料の額は、別表第2に定める額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 29 年 6 月 27 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 341

担当部署: 議会事務局

処分の概要	過料		
例規名 根拠条文	中土佐町議会の個人情報の保護に関する条例 第57条		
例規番号	令和5年条例第3号		
<p>【根拠条文】 第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	令和5年9月30日	最終変更年月日	年 月 日